

## 児童虐待防止うつくしま宣言

1989年(平成元年)に国連で採択された「子どもの権利条約」は、すべての子どもたちの権利が守られること、子どもの成長を育む環境である家族が、社会においてその責任と役割を十分に果たせるよう、必要な保護や援助を与えられるべきであることをその前文にうたっています。

私たちが暮らす福島県は、一人ひとりが大切にされ、いきいきと生活できる社会の形成「いのち・人格・人権の尊重」を県づくりの理念として掲げています。

近年、大きな社会問題となっている児童虐待は、子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える許すことのできない人権侵害です。

一方、虐待をしてしまう保護者も多くの悩みや問題を抱え、援助を必要としています。

私たちは、子どもの人権に係わる者として、ここに「児童虐待防止うつくしま宣言」を行い、「子どもの最善の利益」を守るため、力を合わせて次の事項に取り組みます。

- 一 児童虐待についての関心と理解を深め、子どものSOSを見逃さず対応します。
- 一 あたたかい家庭を取り戻せるように、子どもの保護・援助だけでなく、保護者等家庭全体への援助を行います。
- 一 支援を望む人への支援だけでなく、支援を必要とする家庭へ積極的にアプローチします。
- 一 家族は「地域」に支えられるものと認識し、関係機関が連携して援助します。
- 一 「わたしにはできることがある」ことを常に意識し、自分の所属する機関・組織の特性を生かした役割を担います。

平成16年3月

### 福島県虐待から子どもを守る連絡会議

福島地方法務局	福島家庭裁判所	福島県弁護士会
福島県医師会	福島県保育協議会	福島県民生児童委員協議会
福島虐待問題研究会	福島県市長会	福島県町村会
福島県学校保健会	福島県警察本部	福島県教育委員会
福島県		